

令和5・6年度町営建設工事の発注基準等

1. 縦覧期間

予定価格	縦覧期間
500万円未満	1日
500万円以上、5,000万円未満	10日（5日）
5,000万円以上	15日（10日）

（ ）内は、最小縦覧期間〔建設業法施行令第6条第1項〕

2. 舗装工事

金額（予定価格）	業者
500万円以上	○「舗装工事の経営規模等に関する総合評定値」を得ている業者のうち「舗装施工監理技術者調書」を提出している町内土木業者 ○管内の舗装プラント保有業者
500万円未満	○「舗装工事の経営規模等に関する総合評定値」を得ている業者のうち「舗装施工監理技術者調書」を提出している町内土木業者

※ 施工管理に適切さを欠いた業者については、次回以降は指名しない。

3. 解体工事の発注基準

- (1) 土木工事又は建築工事の登録業者を指名
- (2) 建設業許可の「解体工事」の工事許可を得ていることを条件とする。

4. 入札及び契約に係る事項

(1) 入札不調基準

入札執行回数は3回を限度とする。それでも落札しないときは、最低入札者と見積合わせをする。ただし、予定価格と5パーセント以上の開きがあるときは不調とする。

また、落札しない都度、その場において入札最低価格を公表する。

(2) 最低制限価格制度

予定価格が1,000万円以上の工事の入札において、最低制限価格を設定する。最低制限価格未満の額で入札した業者は失格とする。

(3) 前払金基準

区分	請負代価	割合
工事	200万円以上	10分の4.5以内
設計又は調査	300万円以上	10分の3.5以内
測量	200万円以上	10分の3.5以内

(4) 中間前金払基準

区分	請負代価	割合
工事	300万円以上	10分の2以内

5. 社会保険への加入徹底に係る取扱い

(1) 請負代金内訳書

「請負代金内訳書」は提出を必須とし、内訳として法定福利費（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）を明示。

(2) 下請負人とすることの禁止

社会保険等未加入業者（健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していない建設業許可業者。ただし、加入義務がない場合を除く。）を下請負人とすることの禁止。